

**株式会社シンプルクス・リート・パートナーズの
「フィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取組方針」について**
～お客さま本位の業務運営の徹底～

株式会社シンプルクス・リート・パートナーズ（以下「当社」）は、〈みずほ〉グループの一員として、株式会社みずほフィナンシャルグループが定める『〈みずほ〉の企業理念』を採択しております。

『〈みずほ〉の企業理念』においては、「お客さまの中長期的なパートナーとして、最も信頼される存在であり続ける」ことをグループのビジョンとして定めるとともに、同ビジョンの実現に向けて、「お客さま第一」をはじめとした5つの価値観・行動軸（みずほValue）を全ての役員と社員が共有することとしており、当社をはじめとするグループ各社は、幅広い金融サービスを持つエキスパート集団として、フィデューシャリー・デューティー（*）を全うすべく、お客さまの多様なニーズへの的確な対応や、最高水準のソリューションを提供する取り組みを行っております。

（*）他者の信認に応えるべく一定の任務を遂行する者が負うべき幅広い様々な役割・責任の総称

みずほフィナンシャルグループは、「フィデューシャリー・デューティー・アドバイザー・コミッティ」における外部有識者の方々からのご提言や、〈みずほ〉グループにおけるアクションプランの実施状況等も踏まえ、お客さま本位の業務運営のさらなる徹底を目的に、2016年2月に策定・公表した資産運用関連業務における「〈みずほ〉のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」を一部改定しました。当社は、〈みずほ〉グループの一員として、当該取組方針にのっとり、今後もお客さまの立場に立った施策を実践してまいります。改定後の取組方針の内容を踏まえた当社の具体的な施策につきましては、以下の「アクションプラン」をご覧ください。

なお、当社は、金融庁が2017年3月30日に公表した「顧客本位の業務運営に関する原則」の7つの原則全てについて、採択をしております。

[『〈みずほ〉の企業理念』](#)、[「〈みずほ〉のフィデューシャリー・デューティーに関する取組方針」](#)についてはみずほフィナンシャルグループのウェブサイトをご覧ください。

1. 運用の高度化

- (1) 人材・運用基盤の強化を通じた投資判断や分析能力の高度化により、お客さまに最高水準の付加価値を提供します。
- (2) お客さまの資産運用ニーズに対する最適なソリューションを提供し続けるため、既存の運用手法の改善や新たな手法・投資機会の探求に邁進します。

アクションプラン

- 投資法人の中長期的な安定成長を実現するため、資産運用会社の独自の運用ノウハウと経営資源等を用いることに加え、スポンサーおよびSIAグループのノウハウ及び経営資源等を活用します。
- 投資法人の中長期的な安定成長を実現するため、競争力の高い資産を取得し資産規模の拡大（外部成長）を図るとともに、運用資産の競争力を最大限に引き出す運営・管理により資産価値の維持・向上（内部成長）を目指します。

2. 商品品質の向上とお客さまニーズを捉えた商品開発に向けた不断の取組み

- (1) 既存商品の適切なリスク管理やモニタリングを通じて、市場環境の変化に対応すべく、継続的に商品品質を向上します。
- (2) 最終受益者を含めお客さまのニーズを的確に捉え、プロとしての知見をもって、お客さまの安定的な資産形成に資する商品開発を行います。
- (3) 商品開発にあたっては、商品のリスク所在、複雑性に応じて、お客さまの特性等を特定するとともに、お客さまにふさわしい商品を提供すべく、販売会社・販売部門と適切に連携いたします。
- (4) 優れた商品を適切なコストで提供すべく、お客さま目線に立った透明性の高い運用報酬・手数料を設定するとともに、その内容について適切な情報提供を行います。

アクションプラン

- 継続的な投資を通じて、運用資産からの中長期にわたる安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指します。

3. お客さまの立場に立った情報提供やサービスの充実

- (1) お客さまの第一の相談者となるべく、クオリティーの高いお客さまサービスを実行します。
- (2) 利便性とわかりやすさを意識した適切な情報提供を行います。

アクションプラン

- 投資主に対し透明性を確保し、投資主の投資判断に必要な情報を適時かつ適切に開示するものとします。また、情報の透明性及び解りやすさに配慮し、投資主のニーズに応えるべく自ら内容を検討し、適時かつ適切な情報の開示に努めます。

4. ガバナンス強化

- (1) お客さまの利益を第一に考える組織体制を一層強化すべく、運用会社としての独立性を高めた業界最高水準のガバナンス態勢を構築します。
- (2) 新商品に係る意思決定は、コンプライアンス部門を含めた透明性の高いプロセスと客観的な評価に基づき実行します。

アクションプラン
● 投資法人より委託を受けた資産運用業務は、取締役会、投資政策委員会およびコンプライアンス委員会等の組織体制と社内規程を整備し、投資法人の投資主の利益を損なうことがないよう適切な意思決定手続により行います。

5. グループ管理方針等

アクションプラン
(1) ガバナンス
● 利害関係者取引における利益相反対策を含め、投資主の利益保護の観点から適切な条件での資産運用を行います。
● みずほフィナンシャルグループの関連会社として、「〈みずほ〉のフィデューシャリー・デューティーの実践に向けた取組方針」に基づき、実践に向けた具体的なアクションプランを策定・公表するとともに、コンプライアンス部門はその遵守状況について取締役会等に定期的に報告を行います。
(2) 業績評価
● 当社職員の業績評価は、投資法人の中長期的な安定成長に資するかどうかという観点から適正な体系に基づき行います。
(3) 報酬等の合理性
● 投資法人が当社に支払う報酬の支払に関する基準及び支払の時期は、投資法人規約に定め、これを公表するとともに、毎期の報酬額については資産運用報告及び有価証券報告書等において開示するものとします。
(4) 利益相反管理
● 利害関係人との間で行う取引については、法令に基づく利害関係人等の範囲より広く定義した自主ルールを策定し、その手続と制限を遵守するものとします。
(5) 企業文化の定着
● 研修の実施を通じて、全ての役員と社員がフィデューシャリー・デューティーの意識を共有し、実践を行う企業文化を定着させてまいります。

以上